

福保予第151号の93
2021年(令和3年)11月30日

サテライト型接種施設長様

福山市長
(新型コロナウイルスワクチン接種実施本部)

10月3日から11月30日までに新型コロナウイルスワクチン接種を
時間外・休日に行った場合の接種費用の上乗せに係る請求について(通知)

新型コロナウイルスワクチン接種の時間外・休日に行った場合の接種費用の上乗せに係る費用請求につきましては、これまで10月2日までの期間について御請求いただいたところです。

これまで、本制度の3回目の実績報告期間を「10月3日から12月4日まで」としていましたが、制度改正により、「10月3日から11月30日まで」に変更されるとともに、本制度の適用期間を2022年(令和4年)9月30日まで延長されました。

つきましては、10月3日から11月30日までの期間の時間外・休日に行った場合の接種費用の上乗せに係る費用請求について、別紙の様式により、請求期限までに郵送で御提出いただきますようお願いいたします。

1 提出物

請求書(様式1)及び実績報告書(様式2)

(別紙「接種請求の上乗せに係る提出物の作成方法等について」に基づき作成。)

2 請求額

時間外: 730円×予診実施回数+消費税

休日: 2,130円×予診実施回数+消費税

※ 予診の結果、接種をしなかった(「予診のみ」で請求した)場合、別紙の注意点との整合性を前提に、回数に含めることが可能。

3 請求期限等

(1) 請求期限: 2021年(令和3年)12月27日(月)

(2) 支払予定: 審査を終えた日の属する月の翌月末までを予定。

例) 1月中に審査を終えれば2月末までに支払い予定。

4 郵送先

〒720-0831 福山市草戸町五丁目12番4号

新型コロナウイルスワクチン接種実施本部 宛

<問合せ先>

福山市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部
月~金(祝日を除く)8時30分~17時15分
電話: (084) 928-1287 担当: 石山・村上・内田